

Title	スキューバダイビング事故と損害賠償：判例を中心として
Author(s)	川崎, 和治
Citation	沖縄大学法経学部紀要 = Okinawa University JOURNAL OF LAW & ECONOMICS(22): 1-14
Issue Date	2014-11-30
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12001/18224
Rights	沖縄大学法経学部

【論文】

スキューバダイビング事故と損害賠償 ——判例を中心として——

A Case Study of Liability for Bodily Injury caused by SCUBA Diving

川崎 和治
Kazuharu KAWASAKI

専門分野：民事訴訟法 民事法

キーワード：スキューバダイビング、損害賠償

1. 問題の所在

いまやマリレジャーに親しむ国民は増加した。その中でも我が国唯一の亜熱帯地域にある沖縄県には、多くの観光客が訪れ、とりわけ、マリレジャーを中心とする愛好家が多く来沖するようになってきた。

インターネットを開くと、マリレジャーの広告宣伝を目にすることが多い。特に、マリレジャーのうち、スキューバダイビング (Self - Contained Underwater Breathing Apparatus Diving) についての広告宣伝は、他のスポーツ広告宣伝より群を抜いて多く、その魅力にそそられる人も多いと思われる。そして、沖縄への観光旅行にスキューバダイビングを組み込むプランが比較的安価に提供されているのが現状である。

これらの広告宣伝の中には、青く美しい海に潜る楽しみが満載されており、短時間の基礎訓練を経れば、安全にスキューバダイビングを楽しめるとの安易な考えを助長するようなものがある。また、反対に「ダイビングは死亡危険があります」と最初に強く警告した上で、例えば、自転車と同じで、ルールを守れば安全に楽しめるスポーツであることを強調し、器材が無いと呼吸のできない海中へ行くのであるから、サバイバルスキルが多く盛り込まれた講習を受ける必要性を説いて、初心者講習には格別な配慮（インストラクター1人に生徒1～2名、自信がつくまでスキルを何度でも繰り返す時間を惜しまない。安全を最優先にして無理せず、場合によってはスケジュールを延期するなど）を高らかにうたい、自社の誠実性と優秀性を強調しているものもある。

一方、スキューバダイビングは、ダイビング中に何らかの事故に遭遇すれば、それは死亡事故につながりかねない危険なスポーツである。死亡事故率のはなはだ高いスポーツ（後述参照）である。そこで沖縄県においては、周知のように平成5年10月21日、沖縄県の海域、内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う水難等の事故を防止し、遊泳者、その他の海域利用者の生命、身体および財産の保護を図るため「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に

関する条例」を定め、更に、平成23年3月には、沖縄県観光商工部観光振興課発行になる「沖縄県ダイビング安全対策行動指針」を公表している。

この「沖縄県ダイビング安全対策行動指針」は、法的根拠に基づくものではないが、I行動規範、II事業者の責務、III社員および従業員の心得、IVお客様の権利と責任、V人数比、VI緊急アシストプラン、VII見張りの実施、VIII携行品&装備、IX来訪前の確認事項、X来訪中の確認事項等について、微に入り細に入り記述している。顧客を含めて、スキューバダイビングに携わるすべての者が守るべき規範を述べているといえよう。まさにマニュアル書といってよい内容になっている。

2. 第十一管区¹の海浜事故について

第十一管区における、過去10年間の海浜事故の事故人数等は下表の通りである。

第十一管区 海浜事故

平成 年度	海浜事故 (人) (カッコ内は全国人数) %は11管区/全国	うち死者・行方不明 (人) (カッコ内は全国人数) %は11管区/全国	スキューバダイビング中の事故 (人) (カッコ内は全国人数) %は11管区/全国	うち死者・行方不明 (人) (カッコ内は全国人数) %は11管区/全国
16	134 (1,906) 7.03%	63 (1,104) 5.71%	24 (48) 50.0%	4 (16) 25.0%
17	93 (1,795) 5.18%	44 (1,004) 4.38%	8 (30) 26.67%	2 (14) 14.29%
18	104 (1,966) 5.29%	49 (1,119) 4.38%	13 (47) 27.66%	3 (11) 27.27%
19	122 (1,967) 6.20%	57 (1,072) 5.32%	13 (42) 30.95%	3 (18) 16.67%
20	140 (2,018) 6.94%	55 (1,054) 5.22%	20 (51) 39.22%	5 (18) 27.78%
21	132 (2,033) 6.49%	56 (1,072) 5.22%	21 (52) 40.39%	3 (14) 21.43%
22	135 (1,766) 7.64%	74 (1,112) 6.66%	18 (50) 36.00%	7 (25) 28.00%
23	115 (1,766) 6.51%	50 (900) 5.56%	13 (37) 35.14%	2 (9) 22.22%
24	122 (1,932) 6.32%	46 (1,014) 4.54%	15 (58) 25.86%	6 (22) 27.27%
25	132 (1,917) 6.89%	57 (1,012) 5.63%	17 (49) 34.69%	3 (17) 17.65%
合計	1,229 (19,314) 6.36%	551 (10,498) 5.25%	162 (464) 34.91%	38 (163) 23.31%

上記は海上保安庁の各年度版の「海上保安統計年報」による。なお、表中の割合(%)は筆者が計算。

第十一管区における海浜事故の人数は、平成16年度から平成25年度までの10年間累計で1,229名である。1年平均122.9名の事故者が生じている。これに対し、全国では19,314名の事故者が生じ、1年の平均は1,931.4名である。第十一管区の事故者は、全国の事故者に対して6.36パーセントを占めている。

事故者数のうち、第十一管区の死者・行方不明者数を見ると、10年間で551名に上っており、1年あたり55.1名の死者・行方不明者が生じている結果となる。これを全国で見ると10年間で10,498名の死者・行方不明者が出ており、1年あたり1,049.8名と1,000名を超える死者・行方不明者が生じている。第十一管区の死者・行方不明者は、全国のそれに対して5.25パーセントである。このように見ると、第十一管区においては、事故者の発生率(6.36%)よりも死者・行方不明者率(5.25%)が低いことが特筆される。

そこで、全国と第十一管区とに分けて海浜事故者中に含まれる死者・行方不明者の割合を見ると、全国では54.35パーセント²の方々死亡・行方不明となっており、第十一管区では44.83パーセント³の方々死亡・行方不明である。すなわち、海浜事故が発生しても、全国に比して第十一管区の方が、わずかではあるが死者・行方不明者が少ないことが統計数字から浮かび上がってくる。このことは、事故者の救命・捜索については、第十一管区の方が全国平均より良いことを示しているといえるのではないだろうか。

一方、本稿の目的であるスキューバダイビング事故についてみると、第十一管区の事故者数は全国の事故者数の34.9パーセント⁴を占めている。海浜事故率が全国平均より低い沖縄県が約35パーセントの事故者シェアを示すことは、沖縄県が全国的にスキューバダイビングがもっとも多く行われている地域であることを示しているといえよう。

次に、スキューバダイビング中の事故者のうちの死者・行方不明者の割合を見ると、全国平均では35.13パーセント⁵であるが、第十一管区では23.46パーセント⁶である。すなわち、いったんスキューバダイビング事故が発生した場合、全国に比して第十一管区の方が死亡・行方不明率が低いという結果となっている。

沖縄県においては、スキューバダイビングの愛好者が集まりやすい要因があり、ダイビング事業者数も把握しがたいほど乱立気味であるといわれている。また、個人の経営によるダイビング業者も多くある⁷。したがって、沖縄県はスキューバダイビング中の重大事故が起こりやすいのではないかと危惧が常につきまとう。しかし、このような統計を見ると、沖縄地方においては死亡・行方不明者数そのものは多いものの、いったん事故が発生したときの救命率は全国平均より10ポイント以上良いことが分かる。

3. 事故の事例研究

スキューバダイビングは普通のスポーツにない特殊の危険性を持つ。それは空気の存在しない水中のスポーツであることと水圧の変化による人体への障害危険があることである。そのため、いったんトラブルが生じ、タンクより空気の供給が絶えた場合には、数分のうちに溺水死の危険にさらされるし、そのため急浮上すれば、エアエンボリズム(空気塞栓症)の危険があり、逆に沈降速度が速すぎると、鼓膜の損傷や平衡感覚の障害を生じることがある。このような障害の他にも、血中の窒素の増加による窒素酔いの危険もある。そのため、このような事故を回避するために、普通のスポーツに見られないようなルールもある(例えば、二人一組となってバディーを組み、お互いを監視して事故を未然に防ぐルールなど)。そして、事故が生じたとき、いったい誰が責任を負うのか、インストラクターだけなのか、ダイビングショップも責任を負うのか、旅行者に責任はないのかといった責任主体の問題を生じることがある。

そこで実際に生じた事故を詳細に研究して、事案の精査によって今後のルール順守の必要性について学び（リスクコントロール）、責任が認容されるまたは否認される場合の法理および責任主体となった場合の損害賠償額の規模についても理解を深め、その準備（リスクファイナンス）を研究する重要性を痛感するのである。その検討のデータとなるべきは、事件の判決である。訴訟にあっては、本件事故がどのような事件であったかその事案を詳細に述べ、かつ、事実を確定し、責任の所在を明らかにして賠償額を認定している。これらを研究することは、責任主体となるべきインストラクター、ダイビング業者およびその関係者のみならず、被害者やその遺族にとっても、有用な資料となるからである。

本稿においては、大阪地方裁判所平成17年6月8日判決⁸の事件を取り上げる。それは、本事件が沖縄で生じた事件であり、判決が極めて詳細に事実関係を認定しており、賠償請求を認容した結論も、また認容した賠償額も妥当と思われるからである。

4. 本事件判決の事実の概要⁹

a ツアー契約の締結

訴外亡Aは、平成14年5月ころ、子供であるX₂およびX₃と共に、Y₃社が配布するパンフレットにより、スキューバダイビングのライセンス取得ツアーに参加するため、平成14年5月ころ、旅行者Y₃社の企画する旅行商品¹⁰を、同社から販売委託を受けたY₄社から購入した。

これにより、訴外亡A、X₂およびX₃とY₃社との間で、本件ツアーに係る契約が成立し、訴外亡A、X₂およびX₃とY₁社との間で、ダイビングスクール受講契約が成立した。そこで訴外亡A、X₂およびX₃は平成14年7月24日ころ、大阪市内で学科講習を受けたのち、同月29日午後、沖縄に向けて出発した。

b 本件ツアーにおけるY₁社によるダイビングスクールの講習内容

Y₁社によるダイビングスクールの講義内容は、事前学科講習、プール実習、海洋実習の三段階で構成されていた。訴外亡A、X₂およびX₃は平成14年7月24日ころ、大阪市内で学科講習を受けたのち、沖縄に移動し、プール実習、海洋実習を受講するものとされていた。

プール実習の内容は、Y₁社のインストラクターY₂から、ダイビング機材のセッティング、水中での呼吸の練習、レギュレータークリア、レギュレーターリカバリー、マスククリア、マスク着脱、中性浮力、水中移動、水面移動等の基本的潜水技術の指導を受けることとなっていた。

海洋実習では、受講生は、沖縄県K郡H町字Uの沖合で実際に海底に潜水して、海中で実技の習得につき指導を受ける。そこで受講生はG岩場からダイビングの地点まで泳ぎ、そこから海底に潜行して、プール実習において履修した内容と同種の実技を履修することになっていた。

c 事故当日までの経緯

訴外亡Aは、過去に宮古島で体験ダイビングに参加した経験があるが、海洋で潜水するに至らなかった。今回の学科講習は、事前に渡されていたダイビングの教本やビデオで勉強していたため、学科講習の成績は良好であった。訴外亡A、X₂およびX₃は平成14年7月29日午後、沖縄へ出発し、沖縄県K郡H町のホテルに宿泊した。当日は移動日に充てられていたため、Y₁によるオリエンテーション等は行われなかった。

d 本件事故当日の経過

訴外亡A、X₂およびX₃は、翌30日午前9時ころ、Y₁社のスタッフに引率されて、Y₁社の経営するダイビングショップに到着し、インストラクターY₂から当日の予定、本件講習の内容等について説明を受けた。その後、午前9時40分ころから、ホテルB内のプールに移動してプール実習を開始した。実習は、機材セッティング、呼吸練習、レギュレータークリア、レギュレーターリカバリー、マスククリア、マスク着脱、中性浮力、水中移動、水面移動の順で行われた。訴外亡Aは機材セッティング、呼吸練習、中性浮力、水中移動、水面移動の訓練はこなせたが、レギュレータークリア、レギュレーターリカバリー、マスククリアについては各2・3回、マスク着脱については1・2回、合計で10回以上水中から立ち上がって、訓練に失敗していた。

Y₂は、各人が1回成功すれば次の実技に移行し、訴外亡Aが数回失敗しても、1回成功すれば、すぐに次の実技へと移行した。午後2時ころ、プール実習を終えて、ダイビングショップへ戻り昼食をとった後、Y₂は午後の講習について説明した。その際、訴外亡AとX₄に対して、海に慣れること、呼吸を常に一定のペースですること、耳抜きをこまめにすることをアドバイスしたが、海水を誤飲した時の対処方法は説明しなかった。なお、X₃はプール実習中に気分が悪くなったので、海洋実習をキャンセルした。

Y₂は訴外亡Aらの体調を質問したのち、同日午後3時ころ、沖縄県K郡H町のビーチに移動し、3時10分ころ、同ビーチから海へエントリーして、本件ダイビング地点まで泳いで行った。しかし、訴外亡Aはダイビング地点に泳ぎ着く途中、沖合約50メートルの地点で遅れだしたので、Y₂はいったん海上に浮かんだまま休息するように指示、訴外亡Aの呼吸が整ってから移動を再開、ダイビング地点の海上に到達した。

e 事故の発生

訴外亡Aらは、午後3時27分ころ、ダイビング地点に設置されているブイから伸びたロープに沿って水深約4.2メートルの海底に潜行し、そこで、Y₂と向かい合う形でプール実習と同様、呼吸練習、レギュレータークリア、レギュレーターリカバリー、マスククリア、マスク着脱の訓練を行った。

マスク着脱の訓練に入ると、訴外亡Aはためらうような仕草をしたものの、その後、思い切った様子で一気にマスクを外したが、その直後、鼻をつまむような仕草をして苦しい表情で海底から膝を浮かして立ち上がろうとした。Y₂およびX₂は訴外亡Aが浮き上がらないよう同人の腕を抑え、Y₂は訴外亡Aにマスクをさせようとして同人の顔にマスクを押し当てた。そして、X₂に海底に止まるよう手で指示してから、訴外亡Aと共に海上に浮上した。

海上に浮上してから訴外亡Aは口からレギュレーターを外し、「苦しい」「息ができない」と訴えたので、Y₂は「水を飲んでしまいましたか」と尋ねると「はい」と答えたので、せき込んで海水を吐くよう指示した。しかし、訴外亡Aは「できない」「苦しい」と答えるばかりであった。Y₂は訴外亡Aと言葉を交わしていたものの、2、3分後に訴外亡Aは意識を失った。そこでY₂は同人を海面で仰向けにして気道を確保しながら、人工呼吸を行った。同時に装着していた機材を順次はずして浮力を確保しながら、その場で人工呼吸を継続した。

f 救助

ブイから20ないし30メートル離れたところで別のダイビングの講習を行っていたBらが、訴外亡AとY₂が浮かんでいるのを発見し、Y₂が訴外亡Aのレスキューをしているのを確認すると、

救急車の手配をするともに、訴外亡AをY₂と共に海岸へと曳航した。海岸到着後、交互に人工呼吸を行った。また、海底に残されたX₂はBに促されて浮上し、Bが連れていた客に連れられて、海岸に到着した。

H消防組合は、同日午後4時37分、通報を確認し、救助活動を開始した。救急隊員は現場に同41分に到着したが、訴外亡Aの状態は、呼吸、脈および対光反射がいずれも認められなかった。瞳孔も拡散し、心肺停止の状態であった。救急隊員らは心肺蘇生のための応急措置を取り、午後5時3分、沖縄県立C病院に搬送した。Y₂も救急車に同乗した。

g 死亡の確認および死亡原因

訴外亡Aは同日（7月30日）から、同病院において入院治療を受けたが、同年8月8日午後4時5分に死亡した。死体検案書には直接原因として「溺死」と記載され「左胸水370ml、右胸水250ml、腹水300ml、全身浮腫高度、脳軟化高度」との記載がある。

h 損害賠償請求の理由

イ Y₂に対しては、ダイビング講習につき過失があったことを理由に不法行為に基づく賠償責任。

ロ Y₁社に対しては、Y₂の不法行為についての使用者責任に基づく賠償責任及びY₁社のダイビングスクール実施についての過失を理由とする不法行為に基づく賠償責任ならびにダイビングスクール受講契約上の安全配慮義務違反を理由とする債務不履行に基づく賠償責任。

ハ Y₄社に対しては、Y₂の不法行為についての使用者責任に基づく賠償責任。なお、X₄らは、この請求に係る訴えを取り下げる旨の意思表示をしたが、Y₄社はこれに同意しない。

ニ Y₃社に対しては、ダイビングツアー主催旅行契約上の安全配慮義務違反を理由とする債務不履行に基づく賠償責任。

i 請求額（遅延損害金は省略する。）

X₁らのY₁らに対する請求額は133,950,460円である。内訳は次の通りである。

- ① 亡Aの死亡による逸失利益……………90,812,876円
- ② 死亡慰謝料……………30,000,000円
- ③ 葬儀費用…………… 1,912,000円
- ④ 交通費…………… 46,148円
- ⑤ 安置料、棺代…………… 273,000円
- ⑥ 入院費用……………906,436円
- ⑦ 弁護士費用……………10,000,000円

上記合計損害額に対し、X₁らはそれぞれの相続割合を乗じて得た下記金額を、それぞれY₁らに請求した。

- X₁の請求額 66,975,230円
- X₂の請求額 22,325,076円
- X₃の請求額 22,325,076円
- X₄の請求額 22,325,076円

5. 判旨（一部認容）¹¹

（1）亡Aの死因は溺死

Yらは訴外亡Aの死因は溺死ではなく、海面浮上後に偶然発生した内在的要因によって死亡したものと主張するが「H消防組合が、同日午後4時41分に現場に到着した時の亡Aの状態は、すでに、呼吸も脈拍も停止して心肺停止の状態にあり」「解剖所見の欄には『左胸水370ml、右胸水250ml、腹水300ml、全身浮腫高度、脳軟化高度』の記載があるところ……亡Aには溺死特有の症状は見られなかったものの、同人の心臓に心筋梗塞や虚血性心疾患を示唆する所見はみられず」「以上の認定事実からすると、亡Aの直接死因は、同人の内在的要因に起因するものではなく、海水を吸飲したことによる溺死であると認めるのが相当である。」

（2）事故の発生経過

本件事故の概要に示したように、「亡Aは海底において、マスクを外した直後、鼻をつまむような仕草をして、苦しそうな表情で膝を浮かして立ち上がろうとしたが、Y₂とX₄が亡Aの腕等を押さえ、Y₂がマスククリアをさせるためにマスクを亡Aに押し当てたものである。」「ところで、Y₂は亡Aに対して片手でマスクを装着させたと供述するが、それまでの訓練において、亡Aに対し片手でマスクを装着する方法を教えていなかったというのであるから、海底で海水を飲んだかもしれないという緊急時に、教えられていない方法でマスクを着装することを指示したということは通常考えられない。」「Y₂が亡Aにマスクをはめ直させたのではなく、Y₂が亡Aの顔面にマスクを押し当てたと認めるのが相当である。」と説示して、これに反するY₂の上記供述部分は到底信用できないと退けた。次いで「亡Aの死因が海水の吸飲による溺死であり、亡Aが海面浮上後直ちに意識を消失していることからすれば、亡Aは、それ以前の時点、すなわち、海底でマスクを外してすぐに鼻をつまんだ時点あるいはY₂が亡Aの顔面にマスクを押し当てた時点で致死量の海水を吸飲したものと認めるのが相当である。」と判示した。

（3）プール実習における訴外亡Aの履修状況

「亡Aは、プール実習において、予定時間を2時間近く超過する訓練が必要となるほどレギュレータークリア等の実技の訓練に失敗し、各実技につき1回しか成功していなかったと認められる。」「特に、亡Aのように海洋実習を行う前に失敗を繰り返した場合には、自信を失っている、あるいは不安を抱えているというべきであるから、自信ないし余裕を持って各実技を行うことができるよう、数度連続して成功するまで反復練習をする必要があったものというべきである。

これに対し、Y₁社らは、Y₂が通常の講習よりレベルを落として十分すぎるほどの訓練を行い、その結果亡Aはレギュレータークリア等の技術を習得した旨主張するが、上記のとおり、亡Aは基本的潜水技術を十分に習得できていなかったと言わざるを得ず、Y₁社らの主張は採用できない。」

（4）本件講習におけるインストラクターY₂の過失

スキューバダイビングの危険性、特に初心者は各種のストレスから精神的に不安定となり、些細なミスから重篤な事故を引き起しかねない。事故者数も多く、死亡率は高い。このような事態を防止するためにも「初心者に対しては、海洋での潜水実習の前に基本的潜水技術を十分習得するように指導することが強く求められるとともに、その習得した技術や体調に応じた実習場所を選択しなければならないというべきである。」「初心者に対し基本的潜水技術の指導等に当たるイ

ンストラクターには、初心者が海中でパニックに陥る危険性があることを認識した上、初心者の基本的潜水技術の習得度に応じた実習方法及び実習場所を選択すべき注意義務が課されているというべきである。」「具体的には、受講生に海洋実習を行う前に、レギュレータークリア、レギュレーターリカバリー、マスククリア、マスク着脱といった基本的潜水技術を十分に習得しているか否かを確認し、習得が不十分であれば、海洋実習を行わないか、行うとしてもストレスのさほどかからない安全な場所において、基本的技術を習得するまで講習を行うべき注意義務を負うと解するのが相当である。」

「亡Aは、プール実習において、約2時間の延長練習が必要なほどにプールでの訓練に失敗し、各実技についてはそれぞれ1回しか成功していなかったのであるから……基本的潜水技術を、海洋実習を受けることができる程度には習得できていなかったものと認めるのが相当である。」

「したがって、Y₂には、亡Aをいきなり足の届かない海洋に連れ出して実習をさせるのではなく、亡Aが基本的潜水技術を十分に習得するまで、プール実習を継続して海洋に連れ出すのを控えるか、海洋に連れ出すとしても足の立つ浅瀬で、あるいは岸からさほど遠くない場所を選択して訓練を行うべき注意義務があったというべきである。それにもかかわらず、……未熟な初心者がパニックを惹起しやすい本件ダイビング地点に連れ出したのであるから、同被告は、上記の注意義務に違反したというべきである。」「したがって、Y₂には、亡Aに対して行ったスキューバダイビング講習の実施につき過失が認められる。」

(5) ダイビングスクール実施者Y₁社の訴外亡A死亡に対する損害賠償責任

「Y₁社がY₂の使用者であることは当事者間に争いのない事実であるから、Y₁社は民法715条により、X₁に対しその損害を賠償すべき義務を負うというべきである。」

(6) ツアーを主催した旅行会社Y₃社の訴外亡Aに対する損害賠償責任

「旅行会社は、一般に、旅行者との間で締結した主催旅行契約に基づき、旅行者に対し、主催旅行契約に従った交通機関や宿泊、または各種の旅行サービスを旅行者が受けられるよう手配する手配債務及び手配された旅行サービスが予定どおり履行されるよう管理する旅程管理債務を負う」と説示し、次いで「実際に各種旅行サービス（旅行先での企画・サービスを含む。）を提供するのは、旅行会社とは別の営業主体である旅行サービス提供機関であるから、施設の整備・点検、従業員の配置や教育等、旅行サービスを提供するに際して旅行者の安全を確保するための具体的措置をとることは、第一次的には、当該旅行サービス提供機関が負うべき義務である。そして、旅行会社が安全配慮義務違反を問われるのは、旅行会社が旅行サービス提供機関の選定に際して、当該旅行サービス提供機関を選択するのが旅行者の安全確保の見地から明らかに危険であることが認識できたにもかかわらず、これを漫然と選定して、その危険が当該旅行者に発生した場合などに限られる」として、旅行会社Y₃社とダイビングスクール提供会社Y₁社との義務の差を明らかにした。そして、Y₃社のダイビングスクール選定の客観的判断基準は①現地ガイド歴が5年以上の経験を持つインストラクターが1人以上いること、②常勤のインストラクタースタッフが2人以上いること、③10億円以上の保険に加入していること、④過去にダイビングショップ側の過失が原因の重大事故が発生していないこと等であることを認定して、このような基準は「ダイビングショップの選定基準として適正かつ妥当なものと評価」した上で「Y₃社がY₁社をダイビングショップに選定したことに過失はなく、Y₃社に安全配慮義務違反はないというべき

である」と判示した。

(7) Y₂の過失と訴外亡Aの溺死との間の因果関係の有無

「Y₂が上記注意義務に従って、亡Aを本件ダイビング地点に連れ出していなければ、亡Aはそもそも海中でマスク着脱に失敗して海水を吸引して溺死することはなかったというべきであるから、Y₂の上記過失と亡Aの溺死との間には因果関係が認められる。」

(8) 損害について

① 逸失利益 55,209,293円

計算式が省略されているので、亡Aの年収は不明であるが、60歳まで就労可能であり、生活費控除率は40%、中間利息控除の金利は民事法定利息である5%で計算された旨の説示がある。

② 慰謝料 20,000,000円

「亡Aは、本件事故当時47歳であり、教諭として働き盛りであったもので、夫を残したまま、また、三人の子の将来を見届けることなく急逝した無念さは察するにあまりある。その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、亡Aの死亡に対する慰謝料は2,000万円が相当である。」

③ 葬儀費用、安置料・棺代等、交通費等 1,500,000円

請求額は訴外亡Aの葬儀費用等として1,912,000円、訴外亡Aの死亡に伴う安置料・棺代等として273,000円、同運賃・交通費として46,148円が支払われたことが認められるが、「このうち150万円が本件事故と相当因果関係のある損害であると認めるのが相当である。」

④ 入院費用 906,436円

入院費用として支払われた金額の全額が因果関係ある損害と認められた。

⑤ 弁護士費用 7,700,000円

⑥ 合計 85,315,729円

夫X₁および子X₂₋₄は各人の相続割合に応じ相続するから、各人の認容額は下記のとおりとなる。

X₁ (2分の1) 42,657,865円

X₂ (6分の1) 14,219,288円

X₃ (6分の1) 14,219,288円

X₄ (6分の1) 14,219,288円

(9) Y₄社に対する請求(棄却)

XらのY₄社に対する請求は「同被告がY₂の使用者であることを前提としたものであるが、Y₄社はY₂の使用者ではないから、Xらの請求はその前提を欠くものであって理由がない。」

6. 責任主体について

不法行為に基づく賠償責任の負担者は、故意または過失ある加害者である(民法709条)。一般に、スキューバダイビング事故において、ガイドまたはインストラクターが直接の加害者の立場に立たされることになるが、彼らに過失が認められれば、彼らにつき賠償責任が発生するのは当

然である。さらに、当該ガイドまたはインストラクターがダイビングショップの被用者の場合は、ダイビングショップが法人であろうと、個人商店であろうと、使用者にいわゆる使用者責任（民法715条）が発生し¹²、過失ある被用者と共に賠償責任を負担する主体となる。

本件では、インストラクターY₂の過失が問われ、Y₂に損害賠償が命じられた。この点については、判決が事実認定において、訴外亡Aが死亡したのは、海底において既に致死量の海水を飲んだためと認定しているのであるから、Y₂に過失が認定されたのは妥当と言わざるを得ない。さらに判決は、Y₂の使用者であるY₁社の責任も肯定し、Y₁社にも損害賠償を命じたのである。

この場合、判決主文は「被告らは、各自、原告に対し、〇〇〇円を支払え。」という。Y₁社とY₂は、各自、賠償を命じられた額までの金員を支払わなければならない。しかし、両者合計してその額まで支払えばよいのであるから、この債務は不真正連帯債務¹³である。

次に、被用者の雇用形態の如何を問わず、使用者・被用者関係が肯定される場合があるので注意が必要である。それはいわゆる正社員としての雇用契約でなくとも、臨時的雇用契約であってもよいし、場合によっては全く雇用関係がなくとも、外形上、雇用関係にあるとみられる場合も使用者責任が認められる場合がある。判例¹⁴・学説¹⁵の認めるところである。例えば、甲社が請け負った仕事を乙社に下請に出したところ、乙社がさらに丙社に下請に出した場合でも、丙社の被用者が業務遂行中、他人に損害を与えれば、外形理論上、元請の甲社が使用者責任を負わされる場合である。

本事件で、XらがY₂の過失に基づくツアーの主催会社のY₃社、その販売代理店のY₄社の使用者責任を主張したのは、このような使用者の外形に期待したのであろうか。判旨は明確にY₃社およびY₄社の使用者責任を否定している。すなわち、Y₃社のダイビングスクール選定基準が、判旨が述べるように、現地ガイド歴が5年以上の経験を持つインストラクターが1人以上いること、常勤のインストラクタースタッフが2人以上いること、10億円以上の保険に加入していること、過去にダイビングショップ側の過失が原因の重大事故が発生していないことなど、極めて厳しい基準によっていることから、ここにY₃社の不法行為上の過失を認めることはできず、また、スキューバダイビングを含む旅行契約上の信義則に基づく付随義務である安全配慮義務の違反も認めることができないとしたのであった。この判断は妥当であり賛成である。したがって、ツアーを企画した旅行会社が厳正な基準でダイビングスクールやショップを選定している限り、使用者とされることはなく、同時に委託を受けてツアー契約締結の代理権を有するに過ぎない販売会社も使用者に擬せられることはない。

7. 損害額について

損害額のうち最も問題となるのは逸失利益であろう。通常、次の算式で計算される。

基礎収入額×(1-生活費控除率)×就労可能年数に対応するライプニッツ係数)

死亡事故の場合、将来得るであろう逸失利益を計算するのであるから、不確定要素が極めて多いことになる。まず、生存していれば、何歳まで働けるかについて、一般企業に勤務している従業員の場合は定年制の適用を受けるであろうから、定年まで働けるとされて、極めてはっきりしているようにも見える。しかし、定年になったからといって、まったく仕事に就けない訳ではない。健康で働ける限り、幾つになっても働いている人を見かけるし、反対に定年になって、仕事

を辞め、晴耕雨読の毎日を送る人もいる。

そこで、一定年齢まで働けるものと法的推定を行うが、現在では、一般に、逸失利益の計算上、就労可能年数を67歳と推定し、これを算出している。例えば、交通事故による損害賠償額の算出事例においては、ほとんどの被害者が67歳まで働けるものとして計算されているし、高齢の被害者の場合は、簡易生命表の余命年数の2分の1の期間まで働けるものとしていることは、各年版の『赤い本』¹⁶、隔年訂版の『青本』¹⁷、各年の『交通事故損害賠償必携』（新日本法規出版発行）等に顕著である。しかるに、本件では、訴外亡Aは、死亡時47歳であり60歳まで就労可能であったとされている。ほとんどの事故例において、逸失利益の計算は被害者が67歳まで就労すると法的推定を行い計算しているのであるから、もし、本件のように60歳までとするなら、就労可能年数を7歳も引き下げた特別な理由を明確に説示すべきであった。その点で疑問が残る。

次に、逸失利益算出の計算式が明示されていないのが不可解である。算式が明示されていないと、逸失利益が妥当なのかどうかの判断ができない。本件では、訴外亡Aが教員であるにも関わらず、計算の基礎となるべき、訴外亡Aの基礎収入額¹⁸（あるいは月収）が明示されていない。したがって、逸失利益の算出が妥当かどうかの判断ができないのである。ただ、計算の係数のような数字、すなわち、生活費控除割合、中間利息控除の場合の利率などは明示されている。本件では被害者が死亡したのであるから、以後の生活費は不要となるため、生活費が控除されなければならない。判旨は生活費控除率を40%としている。そして、中間利息控除率を民事法定利率の5%として計算している旨明言している。

もとより損益相殺は行われるべきであるから、生活費控除をすべきである。40%の生活費控除率は一般に妥当の範囲内であるといえよう。すなわち、一般に、生活費控除率は30%～50%で計算されるが、一家の支柱で被扶養者が1人のときは40%が多く、被扶養者2人以上の場合は30%とされている¹⁹。本件はX₁が一家の支柱であり、被扶養者はX₂₋₃の2人であるが、訴外亡Aは教師として働いているのであるから、生活費控除率を40%が、妥当の範囲外であるとまではいえまい。

また、中間利息控除率が5%であるのも、これが民事法定利息であることから、妥当というべきである。なお、民法改正作業が進んでいるが、法定利率を3%にすべく議論がなされている。もし3%となると、控除される中間利息は、比較上、少額となるので賠償すべき逸失利益額は高額となる。なお、利率については本稿の目的ではないので論じない。

その他の損害の認定額はおおむね妥当である。ただし、訴外亡Aの慰謝料2,000万円は、交通事故による死亡の場合に比し、低いように思われる²⁰。交通事故死に至る被害者本人の精神的痛みと致死量の海水を溺水し、呼吸困難に基づく窒息に対する恐怖とを区別する理由に乏しいと考えるからである。

ところで民法711条は近親者の慰謝料を認めている。死亡事故の場合、被害者の父母、配偶者、子は本人固有の慰謝料請求権が認められる。これは交通事故による死亡事故の場合に顕著である。本件では、この近親者の慰謝料が認められていない。あるいはXらは近親者慰謝料を請求しなかったのであろうか。

その他、葬儀費など葬儀に関係する費用については、実際に支出した額ではなく、死亡した本人の年齢、収入、社会的地位、家族内における関係等、総合して判断され、交通事故の場合など、

多額の葬儀費を支出したとしても、100万円台の金額が認容される場合がほとんどである。本件では葬儀費用等として1,912,000円、安置料・棺代等として273,000円、運賃・交通費として46,148円の総額2,231,148円の支出が認められたが、本件事故と相当因果関係ある損害は1,500,000円であるとされた。妥当である²¹。

弁護士費用については、実際に支払われた弁護士費用ではなく、事件の難易度などの判断要素が考慮されるものの、実際には、認容される損害賠償額の10%前後が当該事件の弁護士費用と認められるのが普通である。本件では、弁護士費用を除く認容額は合計77,615,729円である。そして、認容された弁護士費用は7,700,000円である。その結果、総額85,315,729円の認容額となった。妥当である。

8. 結語

沖縄地方におけるスキューバダイビングについては、その普及の急速なあまり、インストラクター経験年数の低い人もダイビングショップを開業し、あるいはインストラクターとなって、来沖した観光客にスキューバダイビングの勧誘を行い、顧客の争奪戦が活発に行われていると危惧されることも多い。いつ大事故が生じてもおかしくない状況ともいわれていた。しかし、沖縄県は、平成5年10月、条例を制定し、遊泳者やスポーツを行う人々の水難事故防止に努力を傾注し、平成23年には「沖縄県ダイビング安全対策行動指針」を公表し、官民挙げて事故防止につとめている。沖縄県がスキューバダイビングの最適の地であることから、ダイバーたちが全国から集まるために、事故者数や死亡者数自体は多いのもやむを得ないかもしれない。しかし、これを発生率でみると、全国での死亡・行方不明率が35%であるのに、第十一管区のそれは23%であり、全国平均より救命率が高い。このような数字を見ると、危険回避に向けた関係者の努力が実りつつあるのではなかろうか。

なお、スキューバダイビングでは、第十一管区の方が死亡・行方不明者率が全国平均より低いことは、もっと一般に周知されるよう、努力を傾注しても良いのではなかろうか。

万一、死亡事故が生じた場合には、インストラクターのみならず使用者にも責任が発生することは、広く周知されなければならない。しかも、死亡賠償額は極めて高額である。本件でも8,500万円が認容されたし、賠償責任を負わされたのはインストラクターのY₂だけでなく、スキューバダイビング講習を主催したY₁社の双方である。

いったん死亡事故が生じれば、インストラクターは自己破産に瀕するであろうし、ショップも同様である。そこで、これらのリスクを担保する賠償責任保険の付保²²がどうしても必要なのである。賠償責任保険の付保なしに経営は成り立たないといってよいと考える。

注

¹ 海上保安庁はその担当海域を全国で11に区切って、任務にあっている。第十一管区は沖縄県をカバーしている管区である。したがって、第十一管区の海浜事故統計は、沖縄県で発生した海浜事故としてよい。

- ² 10,498人／19,314人＝54.35%
- ³ 551人／1,229人＝44.83%
- ⁴ 162人／464人＝34.91%
- ⁵ 163人／464人＝35.13%
- ⁶ 38人／162人＝23.46%
- ⁷ 平成22年3月沖縄県「沖縄県ダイビング業界の実態調査報告書」3頁によると、ダイビング・ショップの69%が個人経営である。
- ⁸ 大阪地方裁判所平成17年6月8日判決（平成14年（ワ）12464号、損害賠償請求事件）判例集等未登載。本件判決文は最高裁判所ホームページより検索した。
- ⁹ 前掲注（8）「第5 争点に対する判断 1 認定事実」による。（筆者要約。なお、a～gの小見出しは筆者による。）
- ¹⁰ Y₃社の企画した商品はダイビングツアーである「ダイビングカレッジ本部4DAY'S（平成14年7月29日から8月1日までの4日間）」である。この商品はスキューバダイビングのライセンス取得および海洋でのダイビング講習も含まれており、この部分については、Y₁社の主催するダイビングスクールの受講契約による。Y₁社からの委託を受けて、Y₃社が契約締結を代理していた。
- ¹¹ 前掲注（8）「第5 争点に対する判断 2 争点1～7」による。（（1）～（9）の小見出しは筆者による。）
- ¹² 使用者責任について、かつては使用者責任のよって来たる所以を使用者の過失に求める見解もあったが、現在の判例学説は、これを中間責任と解している。しかし、法曹実務においては、民法715条1項の選任監督についての無過失の証明による免責を認めた事例はほとんどなく、無過失の証明がないとして、使用者責任を負わせている。したがって、事実上の無過失責任といってもあながち間違いではない。
- ¹³ 民法715条の使用者責任における被用者と使用者のそれぞれ負担する債務は、各人がその債務の全額を負担する義務を負うが、一人が履行すれば他の債務者の債務は消滅するという関係に立つ。債務者間に主観的共同関係がなく、一人の債務者に生じた理由は他の債務者に影響を及ぼさないので、不真正連帯債務である。
- ¹⁴ 最も古い上級審といわれる大審院昭和15年5月10日判決（判決全集7巻20号15頁）は「被用者ノ行為ガ外觀上業務執行ト同一ナル外形ヲ有スルモノナルニ於テハ、被用者ガ自己ノ為ニ之ヲ為シタルト否トヲ問ハズ、之ニ因リテ生ジタル損害ハ事業ノ執行ニ付第三者ニ加ヘタル損害ナリト云フヲ妨ゲズ」と判示し、外形理論に従っている。
- ¹⁵ 外形理論については、四宮和夫『不法行為（事務管理・不当利得・不法行為 中・下巻）』青林書院692頁参照。
- ¹⁶ 『赤い本』とは、（公財）日弁連交通事故センター東京支部編『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準』を指す。通常、〔赤い本〕と呼ばれている。過去1年に公刊された交通事故民事裁判例集、自動車保険ジャーナル（筆者注：現在では「自保ジャーナル」が正式名称である。）判例時報及び判例タイムズ等に掲載された交通事故に関する裁判例全体を研究し、作成されている。

- ¹⁷ 『青本』とは、(公財)日弁連交通事故相談センター本部編『交通事故損害額算定基準—実務運用と解説—』を指す。通常、〔青本〕と呼ばれている。隔年に発行され、最新版は24訂版である。全国の参考となる裁判例を掲載しており、解説登載判例や「脳外傷による高次脳機能障害相談マニュアル」を改訂し、新たに「人身傷害保険の解説」を掲載している。
- ¹⁸ 有職者の基礎収入については、原則として、事故前の収入を基礎として算出する(赤い本123頁参照)。訴外亡Aは現職の教員であったのであるから、事故当時の年収となる。
- ¹⁹ 『赤い本』136頁参照
- ²⁰ 『赤い本』141頁によれば、一家の支柱が死亡した場合は2,800万円、母親、配偶者が死亡した場合は2,400万円、その他の場合は2,000万円～2,200万円となっている。これに従えば、2,400万円が妥当なのかもしれない。
- ただし、慰謝料は被告の損害額の証明なしに裁判官がこれを決定することができることから、「損害額の調整機能」を持つといわれている。その意味で、本件訴外亡Aの慰謝料が基準より低くても一概に非難は出来ないのである。
- ²¹ 最近、200万円を超える葬儀費を認めた例が散見されるようになってきた。横浜地裁平成26年4月25日判決(自保ジャ1926号167頁)は222万円を認容している。
- ²² 沖縄県『沖縄県ダイビング業界実態把握調査報告書』5頁によると、賠償責任保険未加入率は3%と報告されている。「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例」20条2項により、ガイドダイバーは年に1回の講習を受け、その資格を維持する必要がある。資格更新に際して、賠償保険加入が義務付けられているので付保率が高いとされている。